



平成21年 5月15日

各 位

上場会社名 瀧上工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高木録郎  
コード番号 5918  
問合せ先 取締役兼執行役員  
管理本部長 村上宗則  
(電話番号 052 351 2211)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の事業目的を追加するものです。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券電子化が実施されたことに伴い、現行定款のうち、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。  
本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。  
株主の皆様のご権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第11条において所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外監査役が職務の遂行にあたり、独立性を確保しながら監査機能としての役割を十分に発揮することができるよう、変更案第41条(社外監査役との責任限定契約)において、法令に定める範囲内で、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 橋梁、鉄骨、鉄塔の設計製作</li><li>2. 水門扉、水圧鉄管、鉄構物の設計製作</li><li>3. 建築用、軌条用部品の製作</li><li>4. 前各号の構造物の設計施工ならびに一般土木建築工事の施工</li><li>5. 不動産の売買、賃貸ならびに管理、運営</li><li><u>6. その他前各号に附帯する一切の事業</u></li></ol> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定より、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 橋梁、鉄骨、鉄塔の設計製作</li><li>2. 水門扉、水圧鉄管、鉄構物の設計製作</li><li>3. 建築用、軌条用部品の製作</li><li>4. 前各号の構造物の設計施工ならびに一般土木建築工事の施工</li><li>5. 不動産の売買、賃貸ならびに管理、運営</li><li><u>6. 労働者の派遣</u></li><li><u>7. その他前各号に附帯する一切の事業</u></li></ol> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</p> <p>(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第12条 ~ 第19条 (条文省略)</p>	<p>第11条 ~ 第18条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第20条 ~ 第32条 (条文省略)</p>	<p>第19条 ~ 第31条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第33条 ~ 第41条 (条文省略)</p>	<p>第32条 ~ 第40条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第42条 ~ 第43条 (条文省略)</p>	<p>第42条 ~ 第43条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="810 315 868 344"><u>附則</u></p> <p data-bbox="810 389 1406 528"><u>第1条 当社の株主喪失登録簿の作成および据置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p data-bbox="810 607 1406 712"><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>